

[事案 30-246] 損害賠償請求

・令和元年7月9日 裁定終了

<事案の概要>

契約締結前交付書面等の記載が不十分であったためにクーリング・オフすることになったとして、クーリング・オフに要した切手代等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年11月に銀行を募集代理店として契約し、クーリング・オフが成立した外貨建終身保険について、以下の理由により、クーリング・オフに要した切手代および一時払保険料を普通預金口座に継続して預け入れていれば得られたはずの利息を支払ってほしい。

(1) 申込後に届いた生存給付金支払請求書に、契約者と生存給付金受取人の住所が異なる場合には戸籍謄本等の公的書類を提出する必要がある旨記載されていたが、申込前に受領した契約締結前交付書面等にはそのような記載はなかった。記載があれば、費用を負担するなどして公的書類を取得しなければ給付金を請求できないような契約には申し込まなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約締結前交付書面等の記載は、保険募集をするに当たっての必要十分な内容である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約締結前交付書面等の説明資料の記載が不十分であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。